

# 令和8年度 給与支払報告書の提出について

日頃より、住民税（町県民税）業務につきまして、多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
給与支払報告書の作成、提出の際には以下の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

## 1. 提出先

令和8年1月1日現在（令和7年中に退職した者は、退職した日現在）に受給者が居住する市区町村長あてにご提出ください。

## 2. 提出書類

次の（１）～（４）をご提出ください。ただし、令和7年中に給与の支払実績がない場合は提出不要です。  
給与支払報告書（個人明細書）の記載例は、次頁をご参照ください。

- （１）総括表 ※ 同封のもの ◎ 個人事業主の方は個人番号及び身元確認書類の写しを添付
- （２）特別徴収者分の給与支払報告書（個人別明細書）
- （３）普通徴収への切替理由書（区分紙） ※ 同封のもの
- （４）普通徴収者分の給与支払報告書（個人別明細書）

早めの提出に  
ご協力ください。



富士川町マスコットキャラクター  
ゆずにゃん

## 3. 提出期限

令和8年2月2日（月）

事務処理の都合上、1月20日（火）までの提出にご協力をお願いいたします。

## 4. その他

### （１）給与支払報告書等の配布について

以下のとおり用紙を配布いたします。

- 配布場所：富士川町役場 税務課窓口 ※ 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- 配布期限：令和8年2月2日（月）まで

### （２）給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

給与支払報告書（特別徴収分）を提出した後、又は年度途中に転勤・退職等で特別徴収することができなくなった場合は、速やかに「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

※様式は、富士川町ホームページからダウンロードできます。

富士川町書式ダウンロード

検索

### （３）電子申告・電子納税のご活用について

eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）は、役場や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを通じて地方税の申請や個人住民税特別徴収の電子納税を利用できるシステムです。

eLTAX

検索

また、複数の自治体に一括で手続や納付が可能になりますので、ぜひ導入をご検討ください。  
詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

【eLTAX ホームページ <https://eltax.lta.go.jp>】

【お問い合わせ】 富士川町役場 税務課住民税担当  
〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134  
TEL 0556-22-7205